

# 宅地造成等工事規制区域指定日前後の「都市計画法」及び「盛土規制法」に基づく許可申請の取扱いについて

豊中市では、市域全域を「宅地造成等工事規制区域」に指定し、令和6年4月1日（月曜日）から盛土規制法に基づく運用を開始する予定です。

「宅地造成等工事規制区域」内で宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積を行う場合（裏面に記載）は、事前に盛土規制法に基づく許可が必要になります。

運用開始日前後の許可申請（都市計画法、宅地造成等規制法（以下、「旧法」という。）、盛土規制法）や工事着手に関しては、届出もしくは再度許可申請が必要になる場合がありますので、留意して頂きますようお願いいたします。

## 1. 宅地造成工事規制区域（旧法）**内** において宅地造成、特定盛土等、土石の堆積を行う場合

### ●都市計画法

運用開始日前に開発許可を申請した場合、運用開始日前に許可を受けなければ、運用開始日後は盛土規制法の許可みなしとなり、同法に基づく技術基準への適合並びに中間検査・定期報告が必要になります。

### ●旧法

運用開始日前に旧法に基づく許可を申請した場合、運用開始日前に許可を受けなければ、運用開始日後に改めて盛土規制法に基づく許可申請が必要になります。

### ●盛土規制法

旧法に基づく許可が不要で、盛土規制法に基づく許可が必要となる工事（宅地造成、特定盛土等、土石の堆積）については、運用開始日前に工事着手した場合、運用開始日から21日以内※に盛土規制法第21条第1項に基づく届出が必要になります。

## 2. 宅地造成工事規制区域（旧法）**外** において宅地造成、特定盛土等、土石の堆積を行う場合

### ●都市計画法

運用開始日前に開発許可を申請した場合、運用開始日前に許可を受けなければ、運用開始日後は、盛土規制法の許可みなしとなり、同法に基づく技術基準への適合並びに中間検査・定期報告が必要になります。

運用開始日前に開発の許可を受け、運用開始日前に工事着手した場合は、運用開始日から21日以内※に盛土規制法第21条第1項に基づく届出が必要になります。

なお、運用開始日前に工事に着手しなければ、改めて開発許可の申請（盛土規制法の許可みなし）が必要になります。

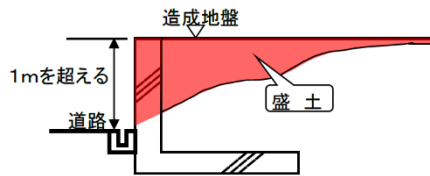
### ●盛土規制法

運用開始日前に工事着手した場合、運用開始日から21日以内※に盛土規制法第21条第1項に基づく届出が必要になります。

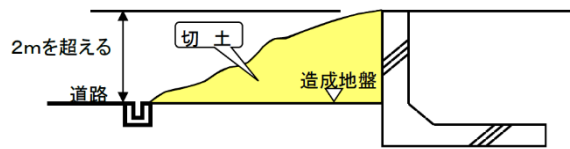
※（運用開始日が令和6年4月1日（月曜日）の場合は、令和6年4月22日（月曜日）まで）

## 盛土規制法に基づく許可が必要となる宅地造成及び特定盛土等

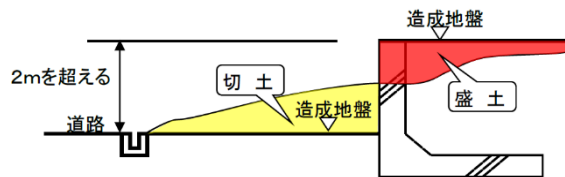
- ①盛土で高さ1mを超える崖（擁壁）を生じるもの。



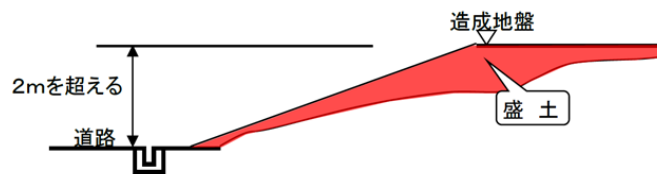
- ②切土で高さ2mを超える崖（擁壁）を生じるもの。



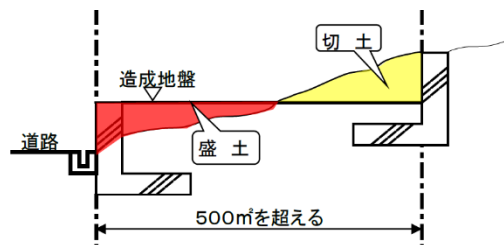
- ③盛土と切土による崖（擁壁）が2mを超えるもの。



- ④盛土で高さが2mを超えるもの。



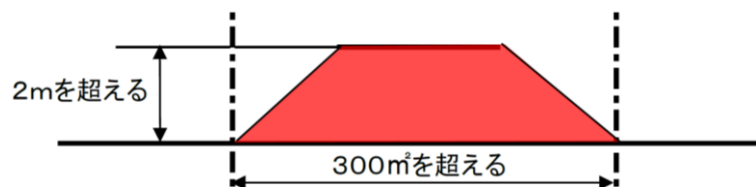
- ⑤盛土と切土をする土地の面積の合計が500㎡を超えるもの。



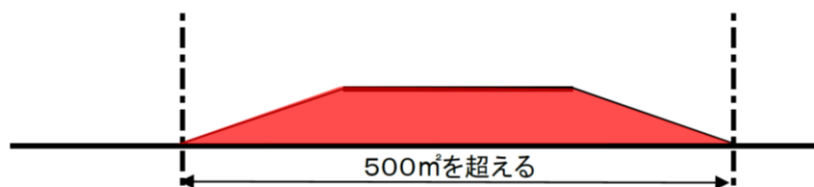
※ 千里地区は、原地盤（地山）の判断が現況と異なる場合があります。

## 盛土規制法に基づく許可が必要となる土石の堆積（一時堆積）

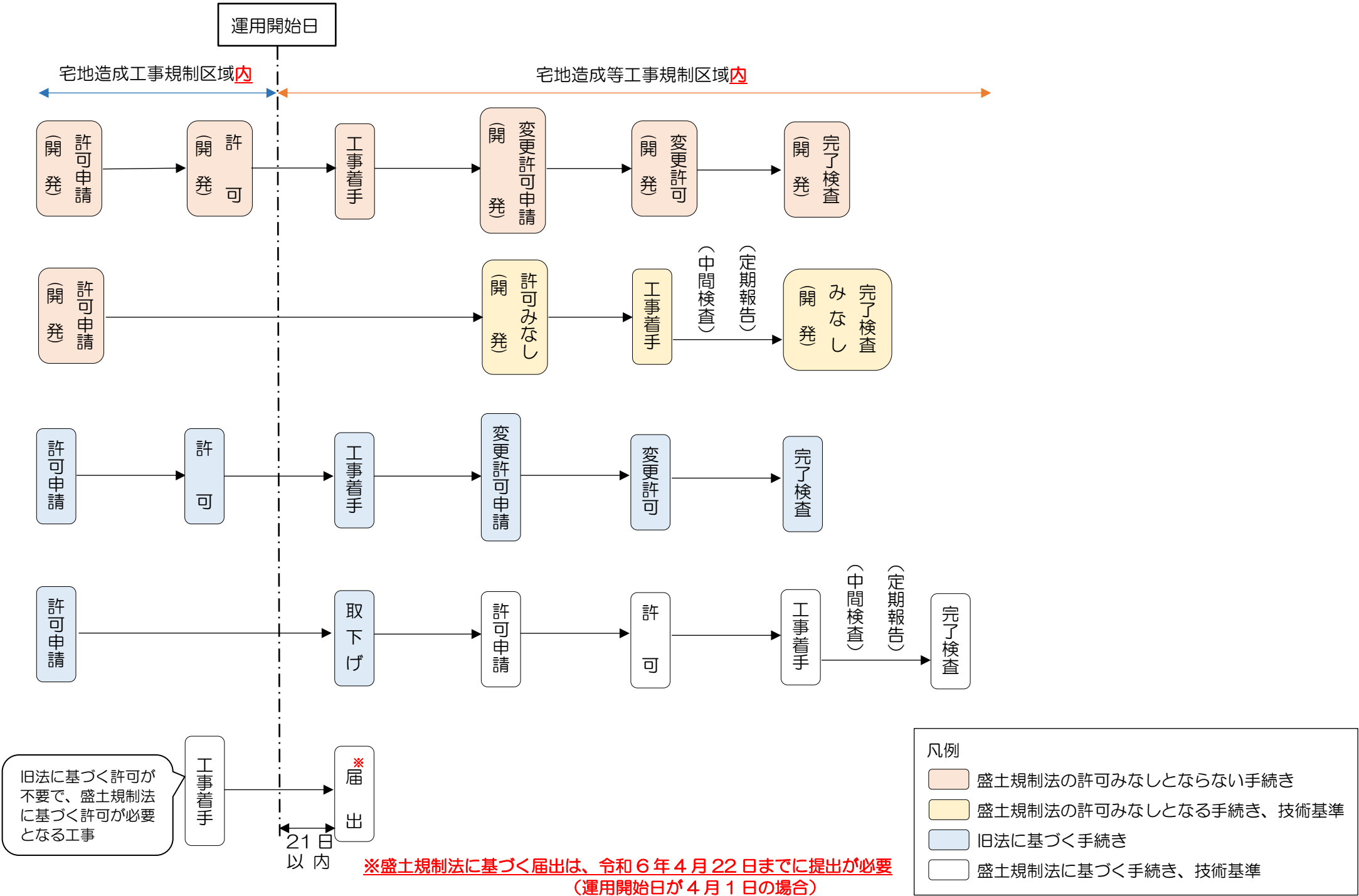
- ⑥最大時に堆積する高さが2mを超え、かつ面積が300㎡を超えるもの。



- ⑦最大時に堆積する面積が500㎡を超えるもの。



# 1. 宅地造成工事規制区域（旧法）内において宅地造成、特定盛土等、土石の堆積を行う場合



## 2. 宅地造成工事規制区域（旧法）外において宅地造成、特定盛土等、土石の堆積を行う場合

